

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【環境局総務政策部総務課】2
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】3
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（5件）【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】4
- 指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】9
- 道路の区域変更（2件）【建設局道路部管理課】11
- 道路の供用廃止【建設局道路部管理課】13

◇ 上下水道局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部営業課】14

北九州市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月13日

北九州市長 北橋 健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町10番地20	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社紀伊國屋書店 新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目17番7号	令和4年4月7日から 令和5年1月31日まで

北九州市告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
みどり荘 北九州市八幡西区永犬丸南町一丁目4番2号メゾンド三ヶ森303号	医療法人社団翠会 理事長 齊藤 雅 東京都板橋区三園一丁目19番1号	精神障害者	4026700049

2 廃止年月日

令和2年5月1日

北九州市告示第193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
フロイデカムラック小倉 北九州市小倉北区浅野一丁目2番39号クルーズ浅野ビル602	株式会社フロイデカムラック 代表取締役 船田 愛 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	身体障害者、精神障害者及び難病患者等	4017801566

2 廃止年月日

令和2年5月31日

北九州市告示第194号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
『ふくし生協』 ひまわりケアホーム 北九州市小倉南区大字母原646番地2	福岡県高齢者福祉生活協同組合 代表理事 森元茂利 福岡市博多区店屋町3番23号サカタビル2階	身体障害者及び知的障害者	4027700071

2 廃止年月日

令和2年9月30日

北九州市告示第195号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションぱすてる 中部 北九州市戸畑区 沖台二丁目4番 8号	社会福祉法人北九州市手 をつなぐ育成会 理事長 小松啓子 北九州市戸畑区沖台二丁 目4番8号	身体障害者 及び障害児	4016400253

2 廃止年月日

令和3年1月31日

北九州市告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ふいーる 北九州市小倉北区京町三丁目6番11号6階	エヌケイスタッフィング株式会社 代表取締役 片岡邦裕 北九州市小倉北区京町三丁目6番11号	特定無し	4017801616

2 廃止年月日

令和3年2月28日

北九州市告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州市立若松工芸舎 北九州市若松区二島五丁目18番9号	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会 理事長 小松啓子 北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号	知的障害者	4016500060

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州市立小倉南障害者地域活動センター 北九州市小倉南区横代北町四丁目12番1号	社会福祉法人北九州あゆみの会 理事長 藤本新二 北九州市戸畑区汐井町1番6号	身体障害者（肢体不自由）、知的障害者及び精神障害者	4017700735

(3) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号

スマイルプラン センター 北九州市小倉北 区中井三丁目1 9番20号	株式会社K o j i m a c o r p o r a t i o n 代表取締役 児島 弘 北九州市小倉北区中井三 丁目19番20号	特定無し	4037800150
--	---	------	------------

(4) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
スマイルプラン センター 北九州市小倉北 区中井三丁目1 9番20号	株式会社K o j i m a c o r p o r a t i o n 代表取締役 児島 弘 北九州市小倉北区中井三 丁目19番20号	特定無し	4077801639

2 廃止年月日

令和3年3月31日

北九州市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
217	折尾停車場線	前	北九州市八幡西区南鷹見町 2430番地先から 北九州市八幡西区折尾一丁目 1570番15地先まで	14.1 ～ 52.4	179.1
		後	北九州市八幡西区堀川町1 366番2地先から 北九州市八幡西区折尾一丁目 1570番6地先まで	27.1 ～ 79.8	171.4

北九州市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1924	折尾9号線	前	八幡西区折尾一丁目242 3番2地先から 八幡西区折尾一丁目242 3番8地先まで	6.1 ～ 12.8	74.6
		後	八幡西区折尾一丁目242 3番2地先から 八幡西区折尾一丁目242 3番8地先まで	3.9 ～ 4.2	74.6

北九州市告示第 200 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 4 月 13 日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
1379	安屋 53 号線	若松区大字安屋 2701 番 2 地先から 若松区大字安屋 2705 番まで

北九州市上下水道局公告第62号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月13日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 業務内容

(1) 業務の名称及び数量

水道料金等弁護士対応未収金回収業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所

(5) 入札方法 回収金額1万円当たりの成功報酬金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 過去2年間において、国又は他の自治体と同規模以上の契約実績があること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部営業課

イ 期間 この公告の日から令和4年5月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月20日の午前9時から午前11時まで
(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市上下水道局総務経営部営業課（電話 093-582-3623）に連絡すること。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室

イ 日時 令和4年4月20日午後2時

(4) 競争参加の申請書の提出

ア 持参する場合は、この公告に係る一般競争入札に参加希望する者は、令和4年5月9日午後5時までに競争参加の申請書を第1号アの場所に提出すること。

イ 郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、令和4年5月19日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年5月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室

イ 日時 令和4年5月20日午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局総務経営部営業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3623